

## 木造住宅の手続きの流れ

### ①耐震診断

1～2ヶ月程度

仮 受 付	窓口・電話でご連絡ください。建物の概要などを伺い、その後の手続きについてご説明します。
建物の審査	区の職員が現地確認等を行い助成要件に合致するか審査をします。
申請書類を郵送 診断士の紹介	区が診断士を選定し、郵送で通知します。あわせて申請書類一式を送付します。
アドバイザー派遣 (無料)	現地に診断士が訪問して、耐震診断の説明と診断費用の見積りをお伝えします。
耐震診断の 申込み	申請書に必要な書類を添付して、区役所窓口まで提出してください。
助成決定通知書 の送付	区は申請書の内容を審査し、助成決定通知書を送付します。
契 約 ⇒ 現地調査	診断士と耐震診断の契約を交わし、現地調査を受けてください。
診断報告書の 作成	診断士は現地調査をもとに、診断報告書と補強計画案を作成します。内容を区で審査します。
診断結果の 報 告	診断士から診断報告書を受取り、結果の説明を受けてください。
費用の支払い	診断報告書を受取りましたら、診断士に診断費用全額を支払い、領収証を受領してください。
完了報告	区に完了届と領収書等必要書類を添付して区役所窓口まで提出してください。
交付額決定通知書 と請求書の送付	区は完了届の内容を審査し、交付額決定通知書と助成金交付請求書を送付します。
請求書の提出	助成金交付請求書に振込口座等の必要事項を記入の上、区に提出してください。
助成金交付	1か月程度でご依頼の口座に助成金を振り込みます。

### ②耐震改修工事

2～4ヶ月程度

仮 受 付	窓口・電話でご連絡ください。診断年度などを伺い、その後の手続きについてご説明します。
建物の審査	区以外の診断を受けたい場合は区の職員が現地確認等を行い助成要件に合致するか審査をします。
申請書類を郵送 施工者の紹介	申請書類一式・登録施工者一覧等を送付します。ご自身で施工者や監理者を選定してください。
施工者選定 見積り依頼	施工者や監理者を選定し、見積りを依頼してください。
耐震改修の 申込み	申請書に必要な書類を添付して区役所窓口まで提出してください。新たに補強設計を行った場合は事前に区の審査を受けてください。
助成決定通知書 の送付	区は申請書の内容を審査し、助成決定通知書を送付します。
契 約 ⇒ 改修工事	施工者と耐震改修工事の契約を交わし、工事を実施してください。
中間検査	中間検査申請書を提出し、改修工事の内容が確認できる状態で検査を受けてください。
工事完了 費用の支払い	耐震改修工事の完了後、施工者に改修費用全額を支払い、領収証を受領してください。
完了報告	区に完了届と領収書、写真等の必要書類を添付して区役所窓口まで提出してください。
交付額決定通知書 と請求書の送付	区は完了届の内容を審査し、交付額決定通知書と助成金交付請求書を送付します。
請求書の提出	助成金交付請求書に振込口座等の必要事項を記入の上、区に提出してください。
助成金交付	1か月程度でご依頼の口座に助成金を振り込みいたします。
税の減額措置	耐震改修を行い、一定の要件を満たす場合に所得税や固定資産税等が減額される場合があります。必要な方は証明書を発行いたします。

所要期間は目安です。木造以外の場合、建築物の種類によって手続き方法が異なります。

#### 助成制度についての問い合わせ先

目黒区都市整備部建築課 耐震化促進係  
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15  
直通 03-5722-9490 FAX03-5722-9597

## 耐震化助成制度のご案内

### 耐震診断・耐震改修・アドバイザー派遣など



昭和56年以前に建築された建物を所有する方は  
ぜひ耐震化を検討してください。

耐震化助成制度は、地震による建築物の被害・損傷  
を最低限に止める減災の視点を基本に、区民の生命と  
財産を保護することを目的とした制度です。

目黒区

# 建物の耐震化とがけ・擁壁改修の助成制度について

## 1 診断

適切な工事をするために耐震診断を受けましょう。  
木造では、診断時に作成する改修計画案をもとに、工事に進むことができます。

### 助成要件

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された建物
- ② 建築基準法令に適合していること
- ③ 住民税・固定資産税を滞納していないこと

## 2 設計

診断結果を元に、建物や敷地の状況と資金計画を考慮しながら補強設計を進めましょう。  
建築士に工事監理を依頼しておくこともお勧めします。

### 助成要件

- ① 区の助成を受けた耐震診断または要件を満たす耐震診断を受けた建築物であること
- ② 建物全体が必要な耐震基準値を満たす改修工事をするための、設計であること(非木造はIs値0.6以上、木造はIw値1.0以上)

## 3 工事

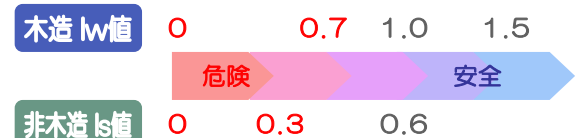
診断結果や補強設計に基づいて、改修工事を行います。

### 助成要件

- ① 区の助成を受けた補強設計(改修計画作成)または要件を満たす補強設計を行った建築物であること
- ② 建物全体が必要な耐震基準値を満たすための改修工事であること(非木造はIs値0.6以上、木造はIw値1.0以上)

### 耐震基準値とは

震度6強程度の大地震で建物が倒壊する可能性を判定した指標で、木造と非木造では基準が異なります(下図参照)。数値が大きいほど安全です。



## その他の助成制度

### アドバイザー派遣

無料

耐震診断や改修を検討されている建物について、現地へ伺って、建物を確認しながら具体的な説明、診断や改修方法についてアドバイスを行います。

### 助成要件

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された建築物
- ② 木造住宅等、分譲マンション、特定緊急輸送道路沿道建築物いずれかの建築物であること

### 木造建て替え(除却)

除却費用の50%  
(上限50万円)

建築年次が古くて耐震強度が不足している場合、建て替えをお勧めします。

### 助成要件

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、所有者自ら居住し、建て替え後も住み続けること
- ② 住民税・固定資産税を滞納していないこと
- ③ 簡易診断による耐震性が不足していること

### がけ・擁壁の改修

改修費用の50%  
(上限100万円)

崩壊により周りに被害が及ぶおそれのあるがけは改修工事が必要です。

### 助成要件

- ① 高さ2mを超えるがけ・擁壁で、区長が改修の必要を認めたもの。ただし、不動産の譲渡又は貸付を目的とし、又はそれを生業とするものが、当該事業のため所有するがけ等を除く。
- ② がけ等の下端からの水平距離がその高さの2倍以内の範囲に、住宅等の建築物が存在するなど、崩壊により住宅等の建築物に被害が及ぶおそれのあるがけ等。

注: 擁壁を車庫、地下室等の壁と兼用させる場合は、この部分について助成の対象外とする。改修工事を行うがけ等について狭あい道路整備幅整備事業における既存擁壁の撤去又は擁壁の設置にかかわる助成金を受ける場合は、助成の対象外とする。

## 助成内容の一覧

対象			助成内容						
			アドバイザー派遣	診断	専門相談	設計	工事	除却・建て替え	その他
昭和56年5月31日以前の建築物	木造住宅など		無料	60% 協定額 (改修計画案含)	—	50% 上限20万円	80% 上限150万円 ※非課税世帯: 180万円	50% 上限50万円	シェルター等設置 全額 上限30万円
	非木造住宅など	分譲マンション	無料	2/3 上限200万円	—	2/3 上限200万円	2/3 上限1,500万円	—	—
		緊急輸送道路沿道建築物	—	1/2 上限200万円	—	1/2 上限200万円	1/3 上限1,500万円	—	—
		特定既存耐震不適格建築物	—	1/2 上限60万円	—	1/2 上限60万円	1/3 上限300万円	—	—
	その他非木造建築物	無料	ほぼ全額 平成28年度末までに完了するもの	無料	約5/6~1/3 令和5年度末までに着手するもの	約5/6~1/3 令和5年度末までに着手するもの	1/3(改修相当) 令和5年度末までに着手するもの	—	
特定緊急輸送道路沿道建築物		無料	—	—	—	—	—	—	
がけ・擁壁		—	—	—	—	50% 上限100万円	—	—	

※法人の助成金交付額は消費税相当額を控除した金額になります